

様式例第3号－1 【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	なし 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%以内とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%以内とする。 手数料負担者は求人者とします。 なお自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職（内定辞退を含む）したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。 ・入社前に内定を辞退した場合、紹介手数料の100% ・入社後30日以内に退職した場合、紹介手数料の80% ・入社後90日以内に退職した場合、紹介手数料の50%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 29－ユ－300215

事業所の名称及び所在地 株式会社マスタープラングローバル

奈良県奈良市三条町606番地スクエア奈良三条4F